

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正の内容】 平成25年度分の国民健康保険税から適用

国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例が恒久化されたことによる改正を行いました。

また、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置が講じられたことによる改正を行いました。

（1） 国民健康保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前（後期高齢者医療制度施行前）と同様の軽減措置を受けることができるよう、特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置（国民健康保険から後期高齢医療制度へ移行した方も国民健康保険に在るとみなして世帯割・均等割の軽減判定を行うこと）について、恒久化されました。（これまでは5年間）

（2） 世帯割に係る配慮

世帯員等が、国保から後期高齢者医療になったため国民健康保険で单身になった方（特定世帯）は5年が経過する年度末まで、医療分と後期高齢者支援分保険税の世帯割額を2分の1とする措置が講じられていますが、今回の改正により、その後の3年間についても4分の1の軽減措置が講じられました。

（例） 夫婦2人世帯（夫：75歳以上、妻：75歳未満）の場合

